

Title	ベトナムにおけるドイモイの進展と二〇〇五年民法典の制定： 私的自治の拡大に焦点を当てて
Sub Title	The development of state policy "doi moi (renewal)" and establishment of civil code of 2005 in Vietnam : focusing on the expansion of private autonomy
Author	深沢, 瞳(Fukasawa, Hitomi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2019
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.122, (2019. 9) ,p.1- 31
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20190915-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ベトナムにおけるドイモイの進展と

二〇〇五年民法典の制定

——私的自治の拡大に焦点を当てて——

深 沢 瞳

- 一 序 論
- 二 一九九〇年代後半におけるベトナムの政治・経済の動向
 - (一) 一九九六年から二〇〇一年までの国内経済状況の変化
 - (二) 第八回党大会および第九回党大会の政治・経済方針
- 三 ドイモイの進展と二〇〇五年ベトナム民法典の成立
 - (一) 二〇〇五年ベトナム民法典制定の背景——一九九五年民法典の課題点——
 - (二) 一九九五年民法典からの改正点
 - (三) 二〇〇五年民法典の法実務での適用の分析
- 四 二〇〇五年ベトナム民法典制定の意義とその限界
- 五 結 語

一 序 論

本稿は、法改革が政治・経済の発展に与える影響を探索する開発法学の研究の一環として、ベトナムにおける民法の制定と政治・経済発展プロセスとの関係を明らかにしようとするものである。

新制度派経済学 (New Institutional Economics) によれば、制度の変化は、非形式的な制度 (慣習、道徳、伝統) と形式的な制度 (法律・命令) との相互作用の結果であり、形式的な制度による意図的な制度変化の可能性を示しつつ、既存の非形式的な制度に規定された連続的な変化であること (制度変化の経路依存性) を明らかにした。⁽¹⁾ もっとも、新制度派経済学においては、形式的な制度は、政治のための道具と位置づけられており、法が持つ固有の役割については十分な検討が加えられていない。

しかし、法は政治システムと常に緊張関係に立ちつつ、経済発展を牽引していくという固有の役割を無視することができない。開発法学の問題意識は、法が持つ固有の意義を明らかにし、法、すなわち形式的制度が、非形式的制度と相互作用しつつ、制度変化を生じさせるプロセスを明らかにすることである。⁽²⁾

このような開発法学の観点から、本稿はベトナムの制度改革における民法典の制定の意義について、二〇〇五年に制定された民法典 (以下、二〇〇五年民法典という) の制定プロセスおよび制定後の制度変化に焦点を当てて検討を加えるものである。すなわち、二〇〇五年民法典は、ベトナムにおける市場経済の導入の基盤となったドイモイ (刷新) が一九九〇年代後半にかけて更に進展する中で、一九九五年に制定された民法典 (以下、一九九五年民法典という) を全面的に作り直す形で制定された。本稿は、二〇〇五年民法典の制定の理由および意義について考察し、一九九五年民法典との相違を明らかにし、次いで、二〇〇五年民法典の限界を確認することを通じて、その後二〇一五年

に更に新しい民法典が制定されることになる理由を分析することを目的とする。

一九八六年に行われたベトナムの制度改革であるドイモイは、社会主義政治体制を維持しつつも、市場取引を認めるという制度変化を企図するものであった。その手段として一九九五年民法典が制定され、市場取引を牽引する上で重要な役割を担った。しかし、ベトナムは社会主義国家樹立という目標を捨てたわけではなく、ドイモイによる市場取引の容認は、現在のベトナムを社会主義の過渡期にあると位置づけ、その過渡期を乗り越え、社会主義国家を樹立するための手段として市場を用いることを意味するものであった。⁽³⁾そのため、一九九五年民法典には、法律に基づく国家管理を志向する社会主義的法制 (Tháp che Xã hội Chủ nghĩa) の思想⁽⁴⁾が色濃く反映されており、民法は国家による管理のための道具であることが強調された。⁽⁵⁾従って、契約の自由 (七条) は国家による制約を受け、また取引の安全を確保するために善意の第三者を保護することは、無権利者による取引を認めることになり、容認できないという理由から、第三者保護規定を欠くなど、多くの制約を持つものであった。それ故に、一九九五年民法典の制定は、ドイモイを具体化し、市場システムの形成に向けた制度変化を開始したものの、それは市場システムの完成を意味するものではなく、その形成プロセス初期の段階に位置するものであった。⁽⁶⁾

従って、市場システムの構築に向けた制度変化のプロセスにおける民法が持つ固有の意味を明らかにするために、一九九五年民法典がその後どのように展開したか、その変容プロセスをフォローし、その変化の中身について具体的に検討を加える必要がある。

本稿は、二〇〇五年ベトナム民法典に着目し、以下の順序で考察する。最初に一九九五年民法典制定以降のベトナムを取り巻く政治・経済状況を確認する。続いて、政治・経済の状況を踏まえ、一九九五年民法典の改訂を必要とした根拠および改訂内容について確認した上で、二〇〇五年民法典制定の意義、特に私的自治の拡大について検討する。そして、経済関係における自律的な経済関係の拡大と社会主義政治の緊張関係について、検討を加えるとともに、そ

ここに法が持つ固有の意義を明らかにするという観点から、二〇〇五年民法典の成果と限界を検討する。最後に、更なる民法典の改正を必要とした要因について考察する。

二 一九九〇年代後半におけるベトナムの政治・経済の動向

(一) 一九九六年から二〇〇二年までの国内経済状況の変化

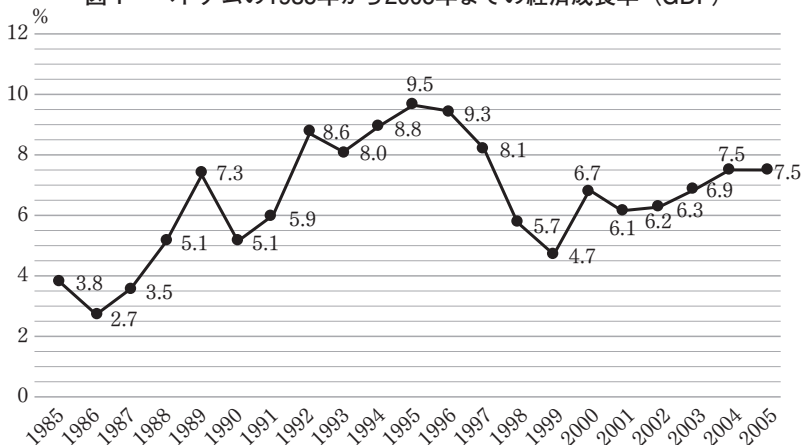
一九九五年民法典制定後、ベトナム共産党は一九九六年および二〇〇一年に党大会を開催した。本節では、各党大会におけるベトナム共産党の政治・経済政策の詳細に入る前に、一九九〇年代後半のベトナムの経済状況について、世界銀行の経済成長率（GDP）を元に確認する。⁷⁾

図1は、一九八五年から二〇〇五年民法典が制定される二〇〇五年までの二〇年間のベトナムの経済成長率を表したものである。このうち一九九六年ベトナム共産党第八回大会（以下、第八回党大会という）および二〇〇一年ベトナム共産党第九回大会（以下、第九回党大会という）に対応する五カ年をそれぞれ確認する。

第八回党大会に対応する五カ年（一九九一年から一九九五年）の経済成長率は、一九九一年は五・九パーセントに留まるものの、一九九二年には八・六五パーセントの急成長を見せ、一九九五年には九・五パーセントの成長を達成した。五カ年の年平均成長率は、約八パーセントであり、目覚ましい経済成長を遂げている。

第九回党大会に対応する五カ年（一九九六年から二〇〇〇年）は、一九九六年および一九九七年は、一九九五年からの高成長の勢いを引き継ぎ、九・三パーセント、八・一パーセントという高い成長率を記録した。だが、一九九七年に発生したアジア通貨危機の影響を受け、一九九八年は五・七パーセント、一九九九年は四・七パーセントと、ベト

図1 ベトナムの1985年から2005年までの経済成長率（GDP）



出典：World Data Bank, <https://data.worldbank.org> を元に筆者作成。

ナムの経済成長は急激な落ち込みを見せる。しかし、二〇〇〇年には、六・七パーセントに回復し、経済回復の兆しが表れている。一九九八年および一九九九年に一時的な落ち込みはみられるものの、一九九六年から二〇〇一年までの約五年間の平均経済成長率は、約七・四パーセントであり、ドイモイ開始前の一九八五年の経済成長率が三・八パーセントだったことと比較してみると、その経済成長率は目覚ましく、ドイモイは経済成長という側面において、成果を挙げている。

(二) 第八回党大会および第九回党大会の政治・経済方針

(一)で確認した好調な経済成長は、共産党大会においても肯定的に評価されている。第八回党大会の「政治報告」において、ド・ムオイ書記長は一九九一年から一九九五年の五カ年の成果として、高い経済成長率を挙げ、それは計画目標数の五・五〜六・五パーセントを大きく上回っていると評価した。⁽⁸⁾ 経済成長を牽引する要因として、(1)各工業部門の成長、(2)国内投資の増加、(3)海外直接投資(FDI)の増加に言及する。⁽⁹⁾ 特にFDIは、九五年末までに登録されたプロジェクトの資本総額は一九〇億ドル以上に達し

ており、うち三分の一は既に活用されていることが強調された⁽¹⁰⁾。そして、こうした順調な経済成長の伸びは「国家管理を伴う市場メカニズムと社会主義の方針に沿って動く多セクター商品経済の確立」の成果にあるとし、引き続き、「社会主義の方針に沿った国家管理の役割強化と並行して、市場経済メカニズムに沿った多セクター商品経済を構築」することが確認された。そして、長期目標として二〇二〇年までの工業化・近代化が掲げられた⁽¹¹⁾。

こうした高い経済成長を維持していくため、法制度には、「個人企業家が安心して長期ビジネスに投資できるように、好ましい経済・法律条件を作る」ことが期待されており、経済法規体系の改善が強調された⁽¹²⁾。

加えて、国際社会との連携や相互協力についての言及もなされた。具体的には、一九九五年に加盟した東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟国家間での協力や、世界貿易機関 (WTO) との関係強化である⁽¹³⁾。第八回党大会以降の立法課題と国際条約について検討する論文も発表されており、国際法とベトナム法の関連領域について課題が提示されている点は、新しい動向である⁽¹⁴⁾。

続く第九回党大会においても、工業化・近代化路線、多セクター商品経済の活用という路線は継承されていく⁽¹⁵⁾。対外経済戦略の面では、二一世紀に入ると、自由化義務の履行の段階へ移行し、より本格的に世界経済との協調の観点から、取り組んでいくことが要求された⁽¹⁶⁾。

ドイモイによる順調な経済発展および国際経済への参入に伴い、経済成長戦略は、より市場経済化を促進し、かつ国際的に競争力のある経済構造への転換が求められるようになった。市場に対する理解の変化はその一つの象徴である。第九回党大会では、「社会主義志向の市場経済 (Kinh te thi truong dinh huong xa hoi chu nghia)」という文言がこれまで用いられていた「多経済セクター商品経済 (Kinh te hang hoa nhieu thanh phan)」という文言に代わって登場した⁽¹⁷⁾。これまでも、ベトナムの政治文書や法規範文書中に「市場」という文言は出現している。例えば、一九九二年憲法一五条は「国家は、国家の管理下にある市場メカニズムと社会主義志向に従って多セクター商品経済を発展させる」と

規定していた。⁽¹⁸⁾ここでは、市場は社会主義概念と並存する形で規定されている。⁽¹⁹⁾それ故、第八回党大会においては、社会主義国家実現のために、市場経済が持つ積極的な側面は活用するとしつつも、「社会主義の性格と相いれない否定的な側面」は「克服」されなければならないとされ、国家による市場管理が強調されていた。⁽²⁰⁾

これに対して、「社会主義志向の市場経済」はいかなる意味を持つのか。これについては、二〇〇一年に改正されたベトナム憲法一六条二項にその意義が表れている。⁽²¹⁾二項は、「各経済構成要素（国家経済・集団経済・個人や小規模会社の経済・個人資本経済・国家資本経済および外国投資経済（かつこ内は筆者補充）は社会主義志向の市場経済の重要な構成要素である」と規定する。市場概念は、社会主義概念に組み込まれ、そして、全ての経済セクターは、社会主義志向の市場経済の基盤に位置づけられている。さらに、三項は国家による社会主義方針に従った各種市場の形成・発展・順次改善を行うと規定する。ここでは、国家の市場に対する役割の変化が見て取れる。すなわち、第八回党大会では、市場経済がもたらす弊害の除去のために、国家による消極的規制が強調されていた。これに対して、憲法一六条三項は、国家は消極的規制に重きを置くよりも、むしろ積極的に市場環境の整備をすることが国家の役割であることを強調する。例えば、第九回党大会では、労働市場や株式市場、不動産市場などのまだ未整備な市場領域の改善の重要性を説いている。⁽²²⁾「社会主義志向の市場経済」という文言は、市場の役割をより積極的に評価し、その機能を強化していくこうとする表現と解される。⁽²³⁾

もともと「社会主義」という文言が付されているため、社会主義から逸脱するような市場取引に対しては、引き続き国家によるコントロールが及ぶと解される。市場に対して肯定的な評価が加えられているとはいえ、共産党および政府に対して、市場へのコントロール権を留保しており、どこまで市場機能に委ねるかという慎重な制度上のコントロールへの移行と解される。⁽²⁴⁾

第八回党大会およびそれに続く第九回党大会は、ドイモイを肯定的に評価し、二〇二〇年までの工業化・近代化と

いう目標を掲げることで、更なる経済成長路線を志向するものであった。そして、第九回党大会では、「社会主義志向の市場経済」という文言が用いられ、市場に対してより積極的な評価が与えられた。しかし、それはベトナムが社会主義国家建設という目標を捨てたことを意味しない。

第八回党大会は、「われわれが市場経済管理の形態と手法を採用したのは、その積極的側面を活用して社会主義建設というわれわれ独自の目的に役立てるのが狙いであって、資本主義の道へと逸脱するものではない」とし、社会主義の過渡期にあることを強調した上で、社会主義と相容れない市場経済がもたらす貧富の格差や拝金主義による悪影響を抑制しなければならぬと、市場取引に伴う弊害に対して警戒感を示している。⁽²⁵⁾そして、第九回党大会においても、社会主義からの逸脱と和平演変に対する危惧が、今なお存在している旨が指摘されている。⁽²⁶⁾

「社会主義志向の市場経済」概念の導入により、市場を積極的に評価する向きがあるとはいえ、憲法一六条に表れる「社会主義」志向の市場経済や同条三項に表れる「社会主義方針に従った」という一般的・抽象的な文言の解釈権は政府に委ねられており、その匙加減によって市場の機能は変化するという点に留意しなければならない。

「市場経済」の一層の展開を強調する一方で、社会主義国家の樹立という政治的目標との狭間で揺れ動いていたのが二〇〇五年民法典制定時のベトナムであった。こうした政治的・経済的状况が二〇〇五年民法典の起草作業にいかなる影響を与えたのか、特に「私的自治」の概念の導入に焦点を当てて次章で検討する。

三 ドイモイの進展と二〇〇五年ベトナム民法典の成立

(一) 二〇〇五年ベトナム民法典制定の背景——一九九五年民法典の課題点——

前章で確認したとおり、市場取引の活発化により、一九九〇年代後半以降、ベトナム経済はその成長のスピードを速めてきた。そして一九九五年民法典による民事取引ルールの構築、所有権や民事契約における権利・義務の明確化および法による保障は、経済社会の安定と発展に寄与し、ドイモイに奉仕したとして、一九九五年民法典が果たした役割はベトナム国内において、高く評価されている。⁽²⁷⁾

もともと、一九九五年民法典の規定が、経済社会の発展に追いついていない部分も指摘されており、一九九五年民法典の課題として以下の点が挙げられた。

1 一九九五年民法典と関連法令の適用関係の問題

一九九五年民法典の制定時、ベトナムには商業目的や法人間の取引を規律する法律として経済契約法 (Pháp Luật Hợp Đồng Kinh Tế) が存在した。ソビエト法の影響を受けたベトナムでは、一般法と特別法という区別は一般的ではなく、それぞれの法領域はそれぞれ独自のものと理解されていた。その結果、一般的な取引については民法典が適用され、法人間の取引については経済契約法が適用されるという二元構造になっていた。⁽²⁸⁾

しかし、経済契約法は全四五カ条しかなく、法的紛争を解決するために十分な立法内容とはなっておらず、経済契約事件を解決できないという問題が生じていた。

更に、裁判実務上の問題を指摘すれば、民事事件は民事裁判所が、経済契約事件については経済裁判所が管轄権を

有していた。しかし、実際には経済契約法が適用される経済契約と民法典が規律する民事契約の事実関係が重なる部分は多く、管轄を巡る問題も生じていた。⁽²⁹⁾ 時には、いずれの裁判所も管轄権を否定した結果、裁判を受けられないという事態も生じていた。⁽³⁰⁾ さらに、一九九七年に商法 (Luat Thung Mai) が制定されたことにより、民法典、経済契約法、商法の適用関係は三元化して一層複雑となり、民法典にはこれら関連法令との調整の必要が迫られた。

2 制限的な私的自治と国家による管理

一九九五年民法典七条「自由で、自主的に約束し、合意する原則 (Nguyên tắc tu do, tu nguyen cam ket, thoa thuan)」は、契約自由の原則に関する規定である。しかし、七条一項は「民事債権・債務の確立において法律の規定に符合する自由的約束・合意権利は、法律に〔従って〕保障される」と規定しており、法律の規定に反しない限度において許容される留保付きの権利である。また四〇一条一項は、法律によって定められた主要内容を含んでいなければ、当事者は契約を締結することができず、各当事者は法律で定められていない事項に限って、合意により契約内容を決定できると規定した。⁽³¹⁾ 国家は、あらかじめ有効となる契約内容を他の法規範によって定め、それに合致する範囲内で、各当事者は契約締結できるという枠組みを採用した。これらの規定を総合すると、一九九五年民法典の契約自由の原則、とりわけ契約内容についての自由は、相当制限されていた。特に、四〇一条一項の解釈においては、裁判所が、主要内容が契約に含まれていないという一事をもって、当事者が後から契約を追完する可能性等があったとしても、一律に四〇一条一項違反を理由に契約を無効にするという裁判実務があった。⁽³²⁾ そこで、これらは契約当事者の利益を害するものであるとして、その法的安全性を確保するために、改訂が検討された。⁽³³⁾

3 法の行為規範性の強調とその結果としての善意の第三者保護規定の欠如

一九九五年民法典は、「道徳、伝統の尊重原則」（四条）に代表されるように行為規範的要素が強く、規定によっては、法律違反を理由に国家がサンクションを加えるという規定があった。例えば、「詐欺、強迫による無効な民事取引」の効力について定めた民法一四二条は、取引財産等は没収され、国家基金に入れられると規定しており、民法典でありながら、行政による介入を含めて規律する。

こうした行為規範的要素は、取引の安全に関する規定の立法に影響を与えている。例えば、一九九五年民法典には、表見代理の規定が存在しない。なぜなら、本人に無断で本人に代わって契約を締結するという、無権代理行為自体が行為規範の観点からそもそもあつてはならないため、そのような契約の相手方は、たとえ善意の第三者であっても保護する必要はないと説明されている。⁽³⁴⁾ 即時取得の規定も存在しない。「他人の物を売ってはならないのだから、真の権利者が保護されるべきである」と考えられているからである。⁽³⁵⁾ むしろ、行為規範的に問題のある行為について、第三者保護規定を設けると、法を国家管理の道具として捉えるベトナムにおいては、かえって違法行為を促進することになってしまうと懸念されていた。⁽³⁶⁾ これらの規定についても、契約当事者らの取引安全の保護の観点から見直しが必要とされた。⁽³⁷⁾

4 国際経済への参入

第八回党大会以降、ベトナムは国際経済の参入に向けて準備を進めており、その中にはWTOへの加盟という大きな目標があつた。そのためには、国際水準に合致する民法典の制定が不可欠なものとされた。⁽³⁸⁾

前記1～4の課題を克服し、引き続き社会主義志向の市場経済体制を構築していくために、一九九五年民法典の見直し作業が開始され、新たに二〇〇五年民法典の制定準備が始まった。⁽³⁹⁾ その主要な検討内容がいかなるものだったの

か、確認する。

(二) 一九九五年民法典からの改正点

1 契約に関する民法典の一般法化

二〇〇五年民法典は、それぞれの契約類型に応じて適用する法律が異なっていた法実務を、民法典を取引の一般法と位置づけることによって整理した。すなわち、一条において「民法典は、個人・法人・他の主体の法的地位、対応方法の法律基準を規定し、民事、婚姻と家族、経営、商業、労働関係（以下、一般に「民事関係」と称する）における財産……についての各主体の権利と義務を規定する」とその適用範囲を定めた。そして、民事取引について定めた二二一条は、一条が定める民事関係における民事取引について適用されるものとした。これらの規定を併せて解釈すると、経済契約法や商法が対象としていた経営および商業に関する契約類型にも民法典の適用範囲が及ぶことになる。そして、経済契約法は、二〇〇五年民法典が効力を持つ二〇〇六年一月一日にその効力を失うこととされ、二〇〇五年に成立した改正商法は、四条一項において「商業活動はこの法律及びその他関連法に準拠しなければならない」とその適用範囲を定めると共に、民法との適用関係については、同条三項において「この法律又はその他法律に定めのない商業活動については、民法の規定が適用される」旨を宣言した。⁽⁴⁾ 民法と商法が、一般法と特別法の関係にあり、特別法は一般法に優先するというルールが確立された。

民法典を契約に関する一般法と位置づけることは、全ての経済セクターによって構成される社会主義志向の市場経済を牽引する役割を民法典に担わせることを意味するものと解される。

2 社会主義志向の市場経済を推進する基盤としての私的自治の拡大

そして、社会主義志向の市場経済を更に推進するために、二〇〇五年民法典は四条において「民事権・民事義務の確立において自由に約束し、合意する権利は、法律によつて保障される。ただし、当該約束・合意が法律禁則、社会道徳に違反しない場合に限る」と規定し、契約自由の原則を保障した。これは、法律が許容していた場合に限って契約の自由を認める趣旨だった一九九五年民法典七条とは異なり、当事者の私的自治を出発点とするものである。こうした当事者の私的自治を保障するというスタンスは、法律が定める主要内容が含まれていなければ契約を締結できない旨を定めた一九九五年民法典四〇一条一項を削除したことも表れている。立法担当者は、契約が締結されたかどうかを判断する場合、契約の主要内容を定めた条項の数ではなく、「基本的に契約締結時に当事者の意思が具体的に体现された場合に〔その〕契約が締結されたとみる」⁽⁴²⁾点を強調している。ここには、契約における当事者の主体性・自律性を認め、契約が締結され、守られるであろうという当事者が有する期待を保護し、当事者間の法的安定性を確保することが、取引を活発化することに通じるであろうと理解する傾向がみられる。

また、一九九五年民法典に規定されていた行政規定も削除された。先に紹介した「詐欺、強迫による無効な民事取引」の規定は二〇〇五年民法典一三二条となったが、取引財産の没収に関する部分は削除され、民法典上は契約が無効になる旨を規定するに留め、一三七条が当事者間における原状回復義務を定めている⁽⁴³⁾。

3 善意の第三者保護規定の制定

ベトナムは真の権利者を保護しなければならないというパターナリスティックな観点から、第三者の善意・悪意を問わず、所有者に対して財産の返還請求権（一九九五年民法典二六四条）を認めてきた。しかし、二〇〇五年民法典は、社会主義志向の市場経済における取引の法的安定性を高めるといふ見地から、善意の第三者の保護規定を設けた（一

三八条)。本条は、登記を必要としない動産の取引において、目的物が善意の第三者に引き渡された場合、善意の第三者との取引は引き続き有効である旨を定めた。そして、所有権の登記を必要としない動産の返還請求権について定めた二五七条は、登記を必要としない動産について、善意の占有者に対する真の所有者の返還請求権を、一定の場合に制限している。すなわち、本条は、所有者は「財産の処分権を有しない者との無償契約によって、所有権登記を要しない動産を取得した者が善意の占有者である場合、所有者は、動産の返還を要求する権利を有する。契約が有償の場合でも、動産が盗難、紛失又はその他所有者の意思に反して占有される場合には、その動産の返還を要求する権利を有する」と規定している。従って、本条は、①動産が無償で取得された場合および、②動産が有償で取得された場合でも、それが所有者の意思に反して取得されたものである場合には、善意の占有者に対する真の所有者による返還請求権が認められる。しかし、その反対解釈によれば、動産を有償で取得した場合であり、かつそれが所有者の意思に反しない取得であった場合、善意の第三者に対する真の所有者による返還請求権は否定される。そして、所有者の返還請求権が否定されることの反射効として、善意の第三者は有効と扱われる契約により財産を取得するものと解される。

二〇〇五年民法典は、社会主義志向の市場経済をより活発化させるために民法典を一般法とし、当事者間の私的自治を高めた。そして取引における第三者の法的安定性を確保するため、登記を必要としない動産を対象に、前主に所有権がないことについて善意の第三者が所有権を取得する場合を認めた。しかし、二〇〇五年民法典の実際の運用を検討しないことには、その立法目的が達成されているかどうかは判断できない。そこで次節では、私的自治が実際にどのように保護され、またいかなる限界を有していたのか、実際の判決例に照らして検討する。

(三) 二〇〇五年民法典の法実務での適用の分析

二〇一五年の民事訴訟法改正により、ベトナムは判例制度を導入し、判例の公開が徐々に始まった。⁽⁴⁴⁾ 本節では、現在ベトナム最高人民裁判所が公開する判例二六件および判例候補四五八件（うち民事事件二四六件）の中から、契約における当事者の意思解釈および私的自治の尊重について問題提起をする二〇〇五年民法典が適用下における贈与契約に関する最高人民裁判所監督審判決を二つ取り上げる。⁽⁴⁵⁾ これらはいずれも、X（高齢者）がY（子あるいは孫）に対して、土地使用权を贈与した事例であり、XがYに対して扶養義務を課した条件付き贈与契約（四六五条および四七〇条。日本民法の負担付き贈与に相当する）であるか否かが争点となった。中心論点となる当事者の意思解釈において、裁判所は以下で検討するように異なるアプローチを採用した。これらは、法的紛争に対する裁判所の関わり方、すなわち私的自治の尊重と国家による介入について問題提起を投げかけるものであった。

1 監督審判決の紹介

事例一（監督審決定一二／二〇一二／DSIGDT⁽⁴⁶⁾）

〔事案の概要〕

二〇〇七年、X₁およびX₂は、所有する土地およびその土地にある建物を孫であるYへ贈与する贈与契約（以下、本件贈与契約という。）を締結した。

Xらは、本件贈与契約に際し、Yは生涯にわたってXらを扶養する旨を約束したにも拘らず、これを履行せず、むしろXらを虐待し、家から追い出したと主張し、本件贈与契約に付した条件をYが履行していないことを理由に、「受贈者が義務を履行しないときは、贈与者は財産を取り戻し、損害賠償を要求する権利を有する」との規定（四七

○条三項)に基づき、土地使用権およびその地上建物の返還を求め、訴えを提起した。

Yは、本件贈与契約は条件付き贈与契約でなかったと反論をした。

一審裁判所は、条件付き贈与契約ではなかったとしてXらの請求を棄却したが、控訴審裁判所は、条件付き贈与契約と認定し、Xらの請求を認めた。

Yは控訴審判決後、不服申立てを行った(二〇〇五年民事訴訟法五八条二項(p))。Yの不服申立てを受理した最高人民検察院が最高人民裁判所に対して、監督審の手續に従い異議申立てをした(二〇〇五年民事訴訟法二八五条一項⁽⁴⁷⁾)。

〔判旨〕

一審判決および控訴審判決破棄、差戻し。

二〇〇七年五月一〇日の土地使用権贈与契約は、受贈者に対する条件を定めていないものである。しかし、実際は、XらはYに土地および建物を贈与後、それ以外の土地および建物を有していないものである。Xらの「Yに土地建物を贈与するに当たって、Xらを扶養し、敬愛する義務をしなければならぬ」という条件があった」という旨の主張は習慣および社会道徳にも合致するものである。他方、X₁、X₂およびY夫婦およびYの子供は同一戸籍に登録されており、X₁は戸主である。二〇〇九年高齢者法(二〇一〇年七月一〇日から効力を有する)三条一項a、b号および婚姻家族法四七条二項の規定に従い、Xらには、住居を保障される権利およびその意思に従い、子、孫と共に暮らすか、あるいは独立して生活するか決定する権利を有しており、他方、孫は祖父母を尊敬し、扶養し、敬う義務を負う。

それゆえ、一審裁判所が、Yが依然喜んで祖父母と住むことを心から待ち望み、祖父母が死ぬまで孫の責任を果たしたいと思っていると評価しつつ、祖父母からの贈与により財産的利益を享受するYを判決によって拘束せず、祖父母であるXらを尊敬し、扶養し、敬愛する義務は、Yの任意によるべきとしたことは不当である。なぜなら、第一審裁判所が任意とした義務は法的責任であり、道義的責任だからである。

従って、Xらの権利が保障されるよう一審判決および控訴審判決を破棄し、控訴審裁判所に差し戻す。もし、Xらが独立して生活をしたいと要求した場合、Yは、二人が生涯独立して生活できるように、家屋内に合理的な面積を確保しなければならない。

事例二（判例一四／二〇一七／A.L.⁽⁴⁸⁾）

〔事案の概要〕

二〇〇六年一〇月二十七日、X（Y₁の父）は代理人Aを通じて、息子であるY₁およびその妻であるY₂との間で、土地使用権の贈与契約（以下、本件贈与契約という。）を締結した。Xは本件贈与契約に際し、Yに対して「Xのために家を建て、XおよびXの父母を扶養する」と条件を付したにも拘らず、これを履行していないと主張し、「受贈者が義務を履行しないときは、贈与者は財産を取り戻し、損害賠償を要求する権利を有する」との規定（四七〇条三項）に基づき、本件贈与契約の目的物である土地使用権の返還を求めた。Yは、本件贈与契約に条件は付されていないとして争った。

一審裁判所は、契約書には条件が記載されていないかつたものと認定し、Xの請求を棄却した。控訴審裁判所は、契約締結時、Xは左半身の麻痺等により法律行為を認識できなかったため、贈与契約は無効であるとし、Xの請求を認容した。控訴審判決後Yは、不服申立て手続をした（二〇〇五年民事訴訟法五八条二項（p））。それを受けて最高人民裁判所長官は監督審手続に従って異議申立てをした（二〇〇五年民事訴訟法二八五条一項）。

〔判旨〕

一審判決および控訴審判決破棄、差し戻し。

贈与契約の書面に条件の記載がなかったとしても、二〇〇六年三月二十五日にXがYに対して、建築許可の申請をするに当たって交付した委任状には、Yは土地使用権を有する土地にXの居住およびXの父母であるB夫婦を扶養す

るための家を建築するために、建築許可申請を依頼する旨の記載がある。二〇〇六年一月一二日にYが作成した誓約書において、Yは「私は父から土地を譲り受けた。私はその約束通り、地方政府との間で父が居住するための家の建築を進める。そして、誰にも譲渡しない」と記載した。

贈与契約に条件の記載がなかったとしても、関連文書には、YはXが居住する家を建築し、XおよびB夫婦の扶養をしなければならぬ旨が記載されている。

Yが贈与契約に付された条件を十分に履行しているのかどうか、さらに審理を尽くす必要があるとして、一審判決および原判決を破棄し、事件をディエンビエン省ディエンフー市人民裁判所に差し戻した。

2 検討

いずれの判決も、当事者の意思解釈を通じて契約を確定させるという点において共通しているが、契約の意思解釈のプロセスおよび法的紛争に対する裁判所の関与の仕方は異なっている。

まず、契約における当事者間の意思解釈のプロセスについて検討する。事例一において、監督審判決は、契約書に条件が表れていないことを根拠にX Y間の贈与契約は、条件付き贈与契約ではないと認定した。ここでは、契約書の文言に表れている事情のみに基づき、その意思内容を形式的に解釈する手法がみられる。他方、事例二においては、監督審判決は、契約書の文言に条件が記載されていないと認定しつつも、契約締結時の状況やその他の関連文書を根拠にX Y間の贈与契約は、条件付き贈与契約であると認定した。当事者の契約における意思を契約書に表れた事実だけではなく、契約に至るまでの関連する事情から探求し、確定しようとする実質的な意思解釈の手法がみられる。

次に、法的紛争に対する裁判所の関与方法について検討する。事例二では、X Y間で締結された贈与契約は条件付きだったと認定された。従って、差戻審では、この当事者の合意を出発点に、裁判所は後見的な立場で、Yが条件実

現に向けて十分尽くしていたかどうかという点について審理されることになる。

他方、事例一は、事例二とは異なり、裁判所が積極的に介入している点で様相を異にする。分析の詳細に入る前に、本判決を理解するために、ベトナムの民事訴訟手続について付言しておきたい。ベトナムの民事訴訟手続においても審理手続の当事者主義的側面は認められており、処分権主義を徹底した申立主義を認め（五条）、証拠の提出や自己に権利義務があることの主張立証責任は当事者にあるとされる（六条）。従って、処分権主義や弁論主義はベトナムにおいても当事者に認められた権利と解される。もつとも、実際には職権主義的な訴訟指揮が行われているとの指摘もある。⁽⁵⁰⁾

事例一において、監督審判決は、条件付き贈与契約の成立を否定しつつも、Xを保護するために、当事者が主張していない高齢者法や婚姻家族法において定められた親族の尊属に対する敬愛・扶養義務を根拠に、Yに対して扶養義務を課し、Xらの保護を図ろうとしている。高齢者法等に基づく敬愛・扶養義務を根拠にしたYの扶養義務は、Xらの主張にはなく、監督審裁判所が職権的に追加したものである。このような、裁判所の訴訟指揮に対しては、当事者にとって不意打ちであり、処分権主義や弁論主義に反しているという否定的な見解もみられる。⁽⁵¹⁾ その是非はともかく、事例一においては、裁判所が当事者間の法的紛争を解決するために、積極的に介入していくという姿勢が表れている。条件付き贈与契約か否かが争われた事案であっても、異なる契約の解釈方法（形式的に意思解釈を行うか、あるいは実質的に意思解釈を行うか）および紛争解決に対するアプローチ（後見的な立場で解決をするか、積極的に介入をするか）が観察された。

契約の解釈方法に関しては、二〇一七年二月二八日決定二九九/QD-CAにより、事例二が判例となった。⁽⁵²⁾ 判例には、先例拘束性があるものとされる。⁽⁵³⁾ 従って、今後ベトナムの法実務は、契約の意思解釈が問題となった場合、事例二で示された判断基準に従い、当事者間の意思の尊重を大前提に、その意思解釈は、単に契約書に表れた文言の

みによらず、契約に至るまでの交渉や関連書類などを根拠に、当事者がいかなる内容の契約を締結したのか、実質的にその意思を探求していくという方向に展開していくものと予想される。こうした、当事者間の意思を重視するという契約解釈の姿勢は、二〇〇五年民法典が掲げる契約自由の原則を徹底するのみならず、民事契約の解釈について定めた四〇九条第一項の「契約の中に明確でない項目がある場合、契約の言葉だけでなく、各当事者の共通意思に依拠してその条項を解釈する」という法規定にも合致する。

もつとも、民事上の法的紛争の解決に当たって、裁判所による介入がどこまで認められるのかという点、すなわち当事者間の私的自治に対して、国家がどこまで入り込んでいくのかという点については、二〇〇五年民法典の態度は必ずしも明らかではない。なぜなら、事例一において、監督審判決が、条件付き贈与契約を否定し、その上で高齢者法等に規定されている敬愛・扶養義務を根拠にYへXらに対する扶養義務を課した部分は、判例候補とすべきであるとの提案がなされているからである。また、二〇〇五年民法典は四〇九条八項において、「強い立場の当事者が、契約の中に弱い立場の当事者に不利な内容を取り入れる場合、契約解釈の際、弱い立場の当事者に有利になるような方向で解釈しなければならぬ」という規定を設けている。本規定の趣旨が、社会主義的な国家によるパターナリスティックな介入を正当化する趣旨か、それとも消費者保護法における条項使用者不利の原則に根拠を置くのか、⁽⁵⁵⁾判然としない。いずれにせよ、本条項は、契約解釈に関する条文であるため、事例一のように、裁判所が職権的に主張を追加し、当事者の一方に対して法的義務を課することを肯定する直接的な法的根拠にはならない。しかし、本規定の趣旨を社会主義国家的な平等の実現にあると解釈するならば、その趣旨に照らして、裁判所が、弱い立場にあるXを保護するために、Xに有利になるよう訴訟において積極的に介入しても良いと判断したという解釈もあり得よう。

また、事実そのものの相違として、事例二では、XY間の合意、すなわち私的自治を尊重したとしても、Xがそれほど不利な立場に置かれるわけではなかったという事情にも注意する必要がある。なぜなら、条件付き贈与契約であ

る以上、仮にXの定めた条件が実行されていなかった場合、XはYらに対して、土地の返還請求を求められるからである。

以上、条件付き贈与契約に関する二つの事例について検討を行った。事例二が判例となったことで、少なくとも契約の意思解釈については、当事者が合意した意思、すなわち私的自治をできる限り尊重するという裁判所の姿勢が明らかとなった。そして、その認定は契約書以外の事実をも基礎にして、当事者の契約締結時の意思を探究することによって行われる。しかし、それがどの程度まで保護されるのか、裁判所がどこまで介入していくのかという点については、依然不明確な点が残っており、引き続き検討を加える必要がある。

四 二〇〇五年ベトナム民法典制定の意義とその限界

一九九五年民法典が制定された後、一九九〇年代後半になると、ベトナムは二〇二〇年までの工業化・近代化を長期目標として掲げ、WTO加盟など国際経済への参入も国家目標とするに至った。これらの政治的・経済目的を実現するためには、市場取引を更に活性化させ、経済成長を加速させると共に、国際社会から信頼される市場の構築が不可欠となった。第九回党大会からは、「社会主義志向の市場経済」という文言が登場し、二〇〇一年憲法一六条にその旨が明文化された。同条二項は、全ての経済セクター（ここには、国营、民営、外国人投資家も含まれる）は、社会主義志向の市場経済の構成要素とされ、同条三項は、社会主義志向の市場経済を活発化、効率化する環境の整備が、国家の役割であることを強調した。二(二)で確認したとおり、市場取引が経済発展に寄与する面を積極的に評価し、社会主義志向の市場経済の深化を核とした、経済政策の推進が求められるようになった。

このような政治および経済の変化は、二〇〇五年民法典の制定に大きく影響した。二〇〇五年民法典は、一九九五

年民法典が抱えていた市場取引に対する様々な制約を撤廃し、国家が目指す社会主義志向の市場経済の構築を牽引する役割を果たすべく制定された。

二〇〇五年民法典制定以前は、各経済セクターにおける契約は、これまでの社会主義法の解釈に従い、それぞれ独自の法律によって規律されるという理解を基礎に、民法典、経済契約法、商法における契約という形に三元化した。このような三元構造は、取引社会や法実務に対して弊害をもたらし、時には裁判所に紛争解決を求めても、管轄権を否定され、当事者は法的な救済を受けられなかった事態を招いていたという点は先に確認したとおりである。二〇〇五年民法典は、自らを契約の一般法と位置づけることによって(一条、一二条)、三元構造が引き起こしていた混乱を収束させようとした。従来経済契約および商業契約と分類されていた契約類型においても、民法典の規定が適用され、法的紛争が生じた場合には、特別法が規定を有していなかったとしても、民法典の適用による救済が得られることとなった。こうして、これまで不明瞭だった適用法令の關係性について民法典が道筋を示したことは、ベトナムにおいて契約をしようとする当事者に対して、契約に関する法的紛争がいかなる法に基づき解決されるのか予見可能性を与えるものであり、ベトナム取引社会における契約への信頼を高めるものとなった。

契約に対する信頼の向上は、私的自治の拡大という点にも表れている。一九九五年民法典は、法律が許容する範囲についてのみ契約の自由を保障していた(七条)。これに対して、二〇〇五年民法典は、契約は原則として、当事者の自由に従ってなされるものとした(四条・契約自由の原則)。一九九五年民法典の下においては、法律上、契約において定めなければならないとする主要内容を欠いているという理由から、当事者間の契約を無効にするという法実務があった。二〇〇五年民法典は、こうした法実務の弊害を克服するために、契約自由の原則を全面的に認め、契約は法律に定められた主要内容を入れなければならない旨について定めた一九九五年民法典四〇一条一項および二項を削除した。契約の自由を巡る一連の条項の大幅な見直しは、契約を締結する当事者に対してこれまで課されていた負担を

軽減し、当事者の主体性・自律性、すなわち私的自治の尊重に重きを置くものであった。

私的自治の尊重の傾向は、三(三)で検討を加えた通り、裁判実務においても観察された。とりわけ、当事者の契約における意思解釈は実質的に行うべきであると判断した監督審判決(事例二)が判例となり、一般公開されたことは大きな意義を有する。なぜなら、私的自治の尊重を条文上抽象的に規定するに留まらず、判例公開という、より具体的な形で表明をしたことを通じて、当事者は自分達が締結した契約は法的に保護されるであろうという期待を持つことができるからである。このような当事者が抱く期待は契約への信頼および法的安定性を高めるものになったと評価できる。

加えて、二〇〇五年民法典が所有権の登記を必要としない動産を無権利者から取得した善意の第三者が、所有権を取得できる場合について定めた点(三(二)3参照)も、契約に対して信頼を高める要素の一つとして位置づけられるであろう。

もつとも、ベトナムが標榜する社会主義志向の市場経済を構築する上で必要となる契約に対する信頼の向上には、なお課題が残されている。契約、すなわち取引の信頼を確保するためには、契約の相手方に所有権があると信じ、取引を締結した善意の第三者を保護し、取引の安全を確保することも求められるであろう。契約自由を認め、私的自治を拡大したならば、取引経済の迅速性や円滑化を高めるためにも、より一層善意の第三者保護の要請が高まる。この点について、二〇〇五年民法典は前述したとおり、善意の第三者が保護される場合を認めたものの、限定的であった。すなわち、真の所有者の動産返還請求権が二五七条の反対解釈によって否定され、その反射効として善意の第三者は、有効として取り扱われる契約に基づき所有権を取得するという理論構成になっている(一三八条一項)。しかし、二五七条によって導かれる反対解釈は、「所有者は返還請求権を行使できない」というに留まっており、所有者は所有権を失うわけではないことから、反射効として善意の第三者が所有権を取得するとまでは言い切れないのではないかと

の疑問も提示されている⁽⁵⁶⁾。また、一九九五年民法典からの課題として挙げられた表見代理の整備は二〇〇五年民法典においても導入が見送られた⁽⁵⁷⁾。代理制度は、本人の取引の範囲を拡大するものであり、私的自治を拡大するものである。代理に基づく取引の信頼と法的安定性を高めるためにも、代理権があると信じた善意の第三者を保護する表見代理規定の設置は、今後の課題となるだろう。

また、契約における私的自治がどの程度保護されるのかという点については、引き続き検討を要する課題である。ベトナムが目指す市場は、あくまでも社会主義志向の市場経済であり、社会主義による制約を受ける。また、契約自由の原則が認められたとはいえず、それは「当該約束・合意が法律禁則、社会道徳に違反しない場合に限る」とされており、社会主義建設が国家目標とされるベトナムにおいては、契約自由の原則は社会主義による規制を受ける⁽⁵⁸⁾。加えて、三(三)で検討した事例一は、ベトナムにおける私的自治の尊重に関して重大な問題提起を投げかけた。私的自治を強調すれば、当事者が主張していない法律上の請求を裁判所が職権的に追加することは認められないはずである。しかし、事例一の判決において監督審裁判所は、扶養義務を親族に課すことがベトナムの習慣や社会道徳に合致していることを確認した上で、高齢者法や婚姻家庭法が規定する親族等が負う扶養義務は法的義務であると同時に道義的責任であるとし、社会道徳や道義的責任を強調した。監督審判決を含む公開判決は限られており、ベトナムにおいて契約自由の原則が制限を受ける社会道徳がいかなるものなのか、またその制限の形式がどのようなものか、その全貌を知ることが容易ではない。しかし、事例一の監督審判決は、社会道徳を根拠とした私的自治の制限が、国家があるべきと考える社会秩序の構築に向けて、国家は積極的に当事者間(家族間)の法律関係に介入し、義務付けをすることが法実務上あり得ることを示している。本判決は、現在判例候補とする提案がされている段階にあり、これが類似する法律問題の解決において参照されるべき判例になったわけではない。しかし、本判決が判例に選定されるかどうかということそれ自体が、ベトナムにおける私的自治の尊重のあり方とその限界を確定する上で重要な意義を有してお

り、引き続き動向を注視する必要がある。

五 結 語

本稿は、一九九〇年代後半以降のベトナムの政治・経済および法の関係について二〇〇五年民法典を軸にして考察した。その結果、表れてきたのは社会主義を志向する市場経済の名の下に、市場取引を活発化させ、そのために私的自治を拡大し、取引の信頼を高めようというベトナムの積極的な姿勢とともに、一方ではそれをどこまで認めていくべきかという点についての揺れ動きである。すなわち、二〇〇五年民法典の改正は、市場取引に対して信頼を高めることを通じて、社会主義志向の市場経済をより深化させる方向に傾いた。しかし、市場経済が拡大していくことは、ベトナムの建国以来の目標である社会主義国家樹立とベトナムが尊重する社会道徳と常に両立するわけではない。こうしたアンビバレントな関係は、本稿で紹介した事例一の監督審判決が、判例候補として提案されている状況に端的に表れているであろう。

二〇〇五年民法典は、その後改訂作業に付され、二〇一五年に新たな民法典が成立した（以下、二〇一五年民法典という）。二〇一五年民法典の制定作業では、二〇〇五年民法典に関する一〇の問題点が指摘され、その中には善意の第三者による即時取得の明確化および契約が取り消された場合の第三者保護の規定の創設が挙げられている。⁽⁵⁹⁾それらは、契約に対する信頼保護を強化することを通じて、私的自治の一層の拡大を図るものである。しかし、善意の第三者の保護を認めるということは、これまでベトナムが重視してきた真の所有者の権利保護を犠牲にすることとをさらに明確に規定することを意味する。この問題に対して、ベトナムが導いた回答については、別稿の検討課題とする。

- (1) Douglass North *Institutions, Institutional Change and Economic Performance* Cambridge University Press, 1990 よりわけ pp. 3-6 参照 (竹下公視訳『制度 制度変化 経済成果』晃洋書房 (二〇一七) 四一七頁)。
- (2) 松尾弘『開発法学の基礎理論』勁草書房 (二〇一七) 一三三頁。
- (3) 三尾志志「経済政策面でのドイモイ——その特徴と実績および問題の所在——」三尾志志編『ポスト冷戦のインドシナ』日本国際問題研究所 (一九九三) 六三頁。
- (4) John Gillespie “Changing Concepts of Socialist Law in Vietnam” in John Gillespie and Pip Nicholson [eds.] *Asian Socialism & Legal Change Asia Pacific Press, 2005*, pp. 47-48.
- (5) 一九九五年ベトナム民法典前文。なお、本稿の一九九五年ベトナム民法典の日本語訳は、鈴木康二『ベトナム民法 条文と解説』J E T R O (一九九六) に依拠している。
- (6) 深沢暉「ベトナムにおけるドイモイの展開と一九九五年民法典の成立」『法学政治学論究』二〇〇号 (二〇一九) 五三—五四頁、五七—五九頁。
- (7) World Bank “World Data Bank” <https://data.worldbank.org/> (最終閲覧日二〇一九年五月二二日)。
- (8) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告 (抄訳) 上」『世界週報七七卷三三三号時事通信社 (一九九六) 六八頁。
- (9) 前掲注 (8) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告 (抄訳) 上」六八頁。
- (10) 前掲注 (8) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告 (抄訳) 上」六八頁。
- (11) 前掲注 (8) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告 (抄訳) 上」六八頁、七一頁、七二—七三頁。
- (12) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告 (抄訳) 下」『世界週報七七卷三四号時事通信社 (一九九六) 六七頁、六九頁。
- (13) 前掲注 (12) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告 (抄訳) 下」七一頁。
- (14) 鮎京正訓「ベトナムの立法および司法における法の解釈と適用」『平成九年度自主研究報告書ベトナムの政策決定過程』財団法人国際問題研究所 (一九九八) 八一頁。
- (15) 坂田正三「『ヴェトナムの中・長期経済開発戦略とその実現に向けた動き』石田暁恵編『二〇〇一年党大会後のヴェトナム・ラオス——新たな課題への挑戦——』アジア経済研究所 (二〇〇二) 六〇頁。
- (16) この時期は、二〇〇六年にはアセアン自由貿易協定 (AFTA) への完全加盟に伴う、関税引き下げ期限の到来や、二〇〇一年一二月の米越通商協定が発効、WTO加盟に向けた交渉が行われており、貿易の自由化に向けた履行義務および環境

- の整備に向けて取り組みの必要性が高まっていた。詳しくは藤田麻衣「対外経済関係と国際経済への統合——参加から実践段階へ——」石田曉恵編『二〇〇一年党大会後のヴェトナム・ラオス——新たな課題への挑戦——』アジア経済研究所(二〇〇二)七九—八九頁を参照。
- (17) Chin Phu Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam “Bao cao chinh tri cua Ban Chap hanh Trung uong Dang khoa VIII tai Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu IX cua Dang” <http://chinphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/NuocCHXHCNVietNam/ThongTinTongHop/noidungvankienaidoihang?categoryId=10000714&articleId=10038377> (最終閲覧日二〇一九年五月一三日)。
 日。前掲注(15) 坂田六〇頁。
- (18) Hien Phap Nuoc Cong Hoa Chu Nghia Xa Hoi Viet Nam 1992 <https://huvienphaphuat.vn/van-ban/Bo-nay-hanh-chinh/Hien-phap-1992-cong-hoa-xa-hoi-chu-nghia-Viet-nam-38238.aspx> (最終閲覧日二〇一九年五月一四日)。
- (19) 前掲注(15) 坂田六〇頁。前掲注(8) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告(抄訳)上」七一頁。
- (20) 前掲注(15) 坂田六〇頁。前掲注(8) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告(抄訳)上」七一頁。
- (21) ベトナム社会主義共和国憲法(仮訳) <http://www.moj.go.jp/content/000110979.pdf> (最終閲覧日二〇一九年五月一四日)。
- (22) Chin Phu Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam, *supra* note 17. 前掲注(15) 坂田六〇頁。
- (23) 前掲注(15) 坂田六〇—六一頁。
- (24) 前掲注(15) 坂田六一頁。
- (25) 前掲注(8) 「ベトナム共産党第八回大会政治報告(抄訳)上」七一頁。竹内郁雄「ベトナム共産党第八回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』三八巻八号アジア経済研究所(一九九七)一八頁。
- (26) Chin Phu Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam, *supra* note 17.
- (27) Dinh Trung Tung [Chu bien] *Binh Luau Nhung Noi Dung Moi Cua Bo Luat Dan Su Nam 2005 Nha Xuat Ban Tu Phap* (2005) p. 9.
- (28) 金子由芳「ベトナム経済契約法をめぐる問題状況」『広島法学』二二巻二号(一九九八)八〇—八七頁、武藤司郎「ベトナムにおける法の受容と展開」『ジュリスコンサルタス』一〇号関東学院大学法学研究所(二〇〇一)六一—六二頁。
- (29) 経済契約と民事契約の峻別論を巡る一九九〇年代後半から二〇〇〇年始めにかけてのベトナムの実情については、武藤司郎『ベトナム司法省駐在記』信山社(二〇〇二)一五六—一五九頁に詳しく。

- (30) Dinh, *supra* note 27 p. 16.
- (31) 四〇一条一項「民事契約の主要内容とは、その項目がないと、契約が締結できない項目のことである。民事契約の主要内容は法律で決められるものである。法律で規定されない場合、各当事者の合意によるものである」。
- (32) Dinh, *supra* note 27 pp. 178-179.
- (33) Dinh, *supra* note 27 p. 13.
- (34) 森嶋昭夫「ベトナム民法典改正と日本の法整備支援」『ICD NEWS』二七号法務省 (二〇〇六) 一八一-一九頁。
- (35) 新美育文「ベトナムとカンボジアでの経験(3)」『時の法令』一七三三号雅粒社 (二〇〇五) 四七一-四八頁。
- (36) 内田勝一「ヴェトナム民法改正共同研究の現状と課題」早稲田大学比較法研究所編『比較法研究の新段階…法の継受と移植の理論』早稲田大学 (二〇〇三) 一五〇-一五一頁。
- (37) Dinh, *supra* note 27 p. 13, p. 183.
- (38) Dinh, *supra* note 27 p. 11.
- (39) Dinh, *supra* note 27 p. 12.
- (40) Dinh, *supra* note 27 p. 17.
- (41) 商法の日本語訳は独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) が提供してゐる。https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-atu/legal_21.pdf (最終閲覧日二〇一九年五月一五日)。
- (42) Dinh, *supra* note 27 pp. 178-179.
- (43) もっとも、二〇〇五年民法典一三七条二項は他の法令が没収について定めていた場合、それを妨げない。
- (44) 民事訴訟法 (二〇一五年改正) は、「民法 (二〇一五年改正) 第五条及び第六条第一項、本条第一項、二項に定める慣習、同様の法令が適用できない場合、裁判所は民事法令の基本原則、判例、条理を適用し、民事訴訟・非訟事件を解決する旨を定め、判例制度の導入が決定された。これを受け、二〇一五年一月二十八日に、ベトナム最高人民裁判所評議会は、判例の選定・公布・適用プロセスに関する議決を公布し、判例の選定が開始した。ベトナムの判例制度の詳細については、本稿では詳細に立ち入らないが、伏原宏太「ブイ・ティ・ホン・ズオン」第一回ベトナム「判例」制度「JCAジャーナル」六三巻三号日本商事仲裁 (二〇一六) 三二-三三頁および「第二回ベトナム「判例」制度」『JCAジャーナル』六三巻四号日本商事仲裁 (二〇一六) 五八一-六〇頁に詳しい。なお、二〇一五年民事訴訟法の日本語訳は法務省訳 http://www.moj.

- go.jp/content/001212572.pdf (最終閲覧日二〇一九年五月一日) を参照した。
- (45) Toa An Nhan Dan Toi Cao, “Thang Tin Dien Tu Ve An Le” <https://www.toaan.gov.vn/webcenter/portal/anlenew/home> (最終閲覧日二〇一九年五月一日)。
- (46) Toa An Nhan Dan Toi Cao, “Quyten Dinh Giam Doc Tham So 12/2012/DS-GDT”, <https://www.toaan.gov.vn/webcenter/portal/anlenew/chitienguanle?dDocName=TAND014757> (最終閲覧日二〇一九年五月八日)。
 本判決については、前掲注(44) 伏原「ブイ」第一五回ベトナム「判例」制度『JCAジャーナル』六四巻五号日本商事仲裁(二〇一七)五六―五八頁に解説がある。
- (47) ベトナムの民事訴訟法は二審制を採用しており(一七条)、当事者が最高人民裁判所(日本の最高裁判所に相当する)に對して、更に不服申立てをする場合、監督審という手続を経る必要があるが、監督審に對する異議申立権を有するのは、最高人民裁判所の長官および最高人民検察院の長官である(二八五条一項)。ベトナム民事訴訟法(二〇〇五年)の日本語訳は法務省訳 https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57/pq00001j/wzj-at/egal_24.pdf (最終閲覧日二〇一九年五月一日) を参照した。
- (48) Toa An Nhan Dan Toi Cao, So 14/2017/AL, <https://www.toaan.gov.vn/webcenter/portal/anlenew/chitienganle?dDocName=TAND014323> (最終閲覧日二〇一九年五月八日)。
- (49) 丸山毅「ベトナム民事訴訟法の今後の課題」『ICD NEWS』二六号法務省(二〇〇六)二頁。
- (50) もっとも、二〇〇九年一月に実施されたベトナム民事事件の傍聴調査によれば、裁判官による糾問主義的な訴訟指揮が觀察されたようである。金子由芳「ベトナム民事訴訟の改革と動態——日本の法整備支援を巡る一考察——」『神戸法学雑誌』五三巻三号(二〇〇九)二八六―二八八頁。
- (51) 前掲(46) 伏原「ブイ」第一五回ベトナム「判例」制度」五八頁。
- (52) Tap Chi Toa An Nhan Dan Dien Tu, “Quyten dinh so 299/QĐ-CA ngay 28 thang 12 nam 2017”, <https://tapchitoaan.vn/bai-viet/an-le/quyet-dinh-so-299-qd-ca-ngay-28-thang-12-nam-2017> (最終閲覧日二〇一九年五月八日)。
 ベトナムの判例制度については、前掲注(44) も参照のこと。
- (53) 前掲注(44) 伏原「ブイ」第一回ベトナム「判例」制度」三四頁。
- (54) 一九九五年民法典は、一三五条二項第二文において、「経済力の強い当事者が、経済力の弱い当事者に不利な内容を民事

取引に入れた場合、民事取引を解釈するとき、経済力の弱い当事者に有利な傾向に従わなければならない」と規定し、国家によるパターンリスティックな介入を通じて、当事者間の公平性を確保しようとした。しかし、二〇〇五年民法典は、本条を削除し、二〇〇五年民法典四〇九条となった。

(55) 二〇〇五年民法典四〇九条は、二〇一五年に改正され、四〇四条六項となった。同条同項は「起案者が契約を相手方当事者に不利な内容に導いた場合、契約を解釈するときは、相手方当事者の利益になるようにしなければならない」と規定しており、条項使用者不利の原則を採用していることが明確になった。

(56) 桜木和代「ベトナム民法——取引の安全の側面から見た日本民法との比較——」『JCAジャーナル』五七巻五号日本商事仲裁(二〇一〇)一一頁。

(57) 前掲注(56) 桜木一二頁。

(58) Dinh, *supra* note 27 p. 19, p. 177.

(59) “Vietnam’s Draft Civil Code: 10 Debatable Issues” *Vietnam Law and Legal Forum*, January and February 2015 pp. 41-43.

深沢 瞳（ふかさわ ひとみ）

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法研究所（KEIGLAD）

研究員

最終学歴

慶應義塾大学大学院法務研究科修了（法務博士）

専攻領域

民法・開発法学

主要著作

From Law Class Rooms in Asian Universities, in KEIGLAD [ed.] *How*

Civil Law is Taught in Asian Universities, Keio University Press (2019),

pp. 313-329.

「ベトナムにおけるドイモイの展開と一九九五年民法典の成立」『法学

政治学論究』第一二〇号（二〇一九年）